○農林水産省告示第千二百六十五号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）第七条の規定に基づき、平成二十四年度に交付する農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第一号の交付金に係る同令第七条の農林水産大臣が定める特定対象農産物の単位面積当たりの収穫量を次のように定める。

平成二十四年五月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局経営政策課、地方農政局、北海道農政事務所、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センター並びに内閣府沖縄総合事務局に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県塩尻市大字北小野字上ノ山四〇二〇の一から四〇二〇の一六まで、四〇二〇の一八、四〇二〇の二〇、四〇二〇の二二、四〇二〇の二五、四〇二〇の二八から四〇二〇の三〇まで、四〇二〇の三五、四〇二〇の三六、字霧訪山四〇二一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県長野市鬼無里字峯四三六八のケ

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡阿南町字東條六の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県中野市大字田上字牧ノ入一六一九（次の図に示す部分に限る。）、木曽郡木祖村大字菅一七三九の一、一七四〇の一から一七四〇の四まで、一七四一の一、一七四二の一、一九四八の二、一九四八の三、一九五〇の一から一九五〇の三まで、一九五二、二七二一、二七二二の二、二七二二の一九

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁並びに中野市役所及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県埴科郡坂城町大字網掛字上手山一三七八から一三八一まで、一四九七の一、一四九八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び坂城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県下水内郡栄村大字北信字西ノ中屋三二二九の一〇、三二九六の二、三三〇一の一、三三〇一の三、三三〇一の六、三三〇二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県大町市美麻字ネイノイリワリ二二一九七、二二一九八、二二二〇一の一、二二二〇一の二、字中滝上二二九八二、二二九八三、字中滝日向二三〇三八のイ、二三〇三八のロ、字油戸二五四七八、二五四七九のイ、二五四七九のロ、二五六三五のロ、二五九三八の一、二五九三八の四、二五九三八のロ、字日影二五四八〇の一、二五四八〇の二、二五四八一の一、二五四八一の三から二五四八一の五まで、二五四八二、二五四八三の一、二五四八三の三、二五四八四、字滝ノ下二五四八五、二五四八七、二五四八八、二五五九六から二五五九八まで、字扇平二五五九二の一、二五五九二のイ、二五五九三、二五五九四、字火打畑二五五九九から二五六〇一まで、字ハセバ二五六〇二のイ、二五六〇二のロ、二五六〇九のイ、二五六〇九のロ、二五六一〇のイ、二五六一〇のロ、二五六一四のイ、二五六一四のロ、二五六一四のハ、二五六一五、二五六一六のイ、二五六一六のロ、字大畑二五六〇三のイ、二五六〇三のロ、二五六〇三のハ、二五六〇四から二五六〇六まで、二五六〇七の一、二五六〇七のロ、二五六一八のイ、二五六一八のロ、二五六一九のイ、二五六三一、二五六三二、二五六三三の一、二五六三三の二、字岩下二五六一一、二五六一二のロ、二五六一二のハ、